

政策体系	政策No.	5	政策名	たすけあい支えあうまちづくり			施策主管課	保健福祉政策課	
	施策No.	3	施策名	地域福祉の推進	重点施策		施策主管課長名	花堂 誠	
施策関係課名		生活福祉課、長寿・障害福祉課							
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針									
<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮する市民に健康で文化的な生活を保障するとともに、日常生活の向上、社会的、経済的自立に向けた支援を行う。 「霧島市すこやか支えあいプラン」を基本理念とし、市民誰もがその生活・人生を尊重され、安心をサポートする適切なサービスや支援の下、心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができる社会を目指す。 高齢者等を見守るなどあたたかい配慮により心豊かな地域社会をつくり、人々が住み慣れた地域でともにたすけあい、支えあう、うらおいと活力のある社会を目指す。 									
2 施策の目的と成果把握									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民 ※住民、通勤通学者、団体、事業者、(来訪者)、地域 ※障害者に関しては全年齢的 支援を受ける人のみではなく、全市民が支援を行う側として対象となる。							
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098
			実績値	127,773	127,450	127,662	127,487	127,365	
B	地域(自治会)の数	自治会	見込み値	874	868	868	868	868	868
			実績値	872	868	862	863	864	
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		たすけあい、自立して地域で暮らす ※高齢者福祉を想定したすこやか支えあいプランの基本方針ではすべての人が安心して暮らし、共にたすけあい支えあう都市づくりとしている。 ※たすけあいとは、 行政と支援を必要とする人(高齢者、障がい者、低所得者等)の間のことだけでなく、ノウハウや経験を持った市民、自治組織、団体が支えること。 ※自立とは、 支援を必要とする人が他の人の支配を受けることなく主体性を持って生活できることを指す。 ※地域で暮らすとは、 住み慣れた地域の一員(主役の1人)として日常生活を送ることを指す。							
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)							
		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	住み慣れた地域で必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合	人/千人	成り行き値	10.7	11.5	12.3	13.1	13.9	14.7
			目標値	10.6	11.4	12.2	13.0	13.8	14.6
			実績値	10.5	10.7	11.2	11.8	12.2	
			達成率	101%	106%	108%	109%	112%	
			結果	○	◎	◎	◎	◎	
B	住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合 (要介護者)	%	成り行き値	57.0	58.0	59.0	59.5	60.0	61.0
			目標値	61.0	61.2	62.6	64.0	65.4	67.0
			実績値	63.4	63.0	63.9	63.4	65.8	
			達成率	104%	103%	102%	99%	101%	
			結果	○	○	○	○	○	
C	住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合 (障がい者)	%	成り行き値	96.8	96.8	96.8	96.8	96.8	96.8
			目標値	96.8	96.9	96.9	97.0	97.0	97.1
			実績値	96.8	96.8	96.9	97.1	96.6	
			達成率	100%	100%	100%	100%	100%	
			結果	○	○	○	○	○	
D	住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合 (高齢者)	%	成り行き値	86.0	85.0	84.0	82.0	81.0	80.0
			目標値	87.0	88.0	88.0	89.0	89.0	90.0
			実績値	89.2	未把握	未把握	97.8	未把握	
			達成率	103%			110%		
			結果	○			◎		
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		⑥ 平成24年度の目標値設定の考え方							
・A…住み慣れた地域で必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合 ※低所得者 (福祉行政報告例による生活保護受給者数/人口)		・「住み慣れた地域で必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合(人口千人当たりの生活保護受給者数)」については、高齢化社会の到来や経済構造の変化などにより、平成24年度には、14.7人/千人程度まで増加することが予測される。このため、公平・適正な経済的支援の実施に努めるとともに、一人でも多くの人が自立できるよう、支援プログラムを設けることで、成り行き予測の14.7人/千人より0.1人/千人低い14.6/千人を目標値として設定する。							
・B…住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合 ※要介護者 ※介護保険の認定者の中で居宅サービスを受けている人の割合 (各年度3月分 介護保険事業報告)		・「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合(要介護者)」については、介護が必要な状態になっても、介護保険施設等に入所することなく、在宅サービス等を利用しながら、引き続き住み慣れた地域で自立して暮らす高齢者の増加を図ることにより10.9%の成果向上を目指す。							
・C…住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合 ※在宅生活(障がい者・要支援者)在宅で住んでいる人の割合 (長寿障害福祉課における調査(障害者数-施設入所者)/障害者数)		・「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合(障がい者)」については、入所している福祉施設等から地域での生活への移行を支援することにより、0.3%の成果向上を目指す。							
・D…住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合 ※高齢者実態調査時に把握 (3年に1回)		・「住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合(高齢者)」については、市民意識調査(平成18年度)によると86.7%の高齢者が「何らかの生きがいを持っている」と答えており、引き続き生きがいづくりや自立生活の支援等を行うことにより3.3%の成果向上を目指す。							

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- ・多様化する生活困窮者の支援については、民生委員、公共職業安定所、保健所、警察、学校等と十分な連携を図る必要がある。
 - ・高齢者、障がい者の生きがいづくりや地域における見守り活動を推進するために、団体等連合会(老人クラブ、障がい者関係)の一本化及び組織の活性化を図る必要がある。
 - ・市内全域で必要なサービスが提供されるように事業所等の立地誘導や地域ボランティア、NPO等の育成が必要である。
 - ・活動的な85歳を目標に、今後の生きがいややりたいことを見出してもらう必要がある。
 - ・市民全体を対象にノーマライゼーションの思想を啓発するとともに、NPOやボランティア活動を支援し、住み慣れた地域で住み続けることができる地域社会づくりを進める必要がある。
- ※ノーマライゼーションとは、
- ・常態化、正常化、標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<p>(行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のニーズの把握に努める。市民や団体の交流促進を支援する。雇用に関する情報を提供する。 ・地域主体の福祉の展開を促進するため、サービス基盤の整備や人材育成、情報の提供或いは、ボランティアの育成を図る。 	<p>(市民)・就労意欲を持ち経済的に自立する。隣人としての共感を持ちつつ、地域社会の主体として暮らす。地域活動への意欲を持ち参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期になっても心身共に健康に生活できるように、自分の健康は自分で守るという健康意識の高揚、生きがいの創造に努め、地域活動やボランティア活動などの社会貢献に取り組む。地域において自立した生活を続けられるように努力する。 (地域)・交流・連携の機会を持ち、情報交換・相互扶助・見守り・声かけ等を行う。 ・地域組織(自治会等)、民生委員、社会福祉協議会等は地域の連携意識の育成や支援を必要とする高齢者等への声かけ、安否確認、及び身近な相談窓口としての役割を果たしてもらう。 (事業所)・積極的に雇用を進める。 ・高齢者等のニーズに応じた、適正で質の高いサービスを提供する。行政や地域、関係機関等と連携し、高齢者等の視点に立った効果的な事業展開を進める。

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

(総括)・経済的・社会的格差の拡大や地域内・家族間の関係が変化してきており、地域社会の連帯が薄れてきている。・社会の変化により、公的支援は内容や対象者の絞り込み、自己負担の導入等の可能性がある。

(生活保護)・社会情勢の変化により、生活保護申請件数が増加している。

(介護保険・高齢者福祉)・今後は、高齢化の進展により介護保険の財源不足が予想されることから、被保険者範囲の拡大が必要となる。・介護従事者の処遇改善と介護施設等の緊急整備が図られる。(H20年度からの国の緊急対策事業として)・地域主権一括法により市町村の役割が拡大している。

(障害福祉)・平成18年度に障害者自立支援法が施行されたが、政権交代により制度の見直しが検討されている。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- ・市民からは、福祉サービスの充実、一人暮らし世帯への訪問、高齢者の活動の場や高齢者雇用機会の増加、高齢者の移手段の確保、という要望がある。
- ・議会からは、保険料や利用者負担の具体的負担軽減、国の制度改正に伴う市の対応をどうするのかという質問や、要援護者への支援対策の充実の要望がある。
- ・市民から、市で開催するイベント等での障がい者に対する配慮について、関係する他課との連携を図ってほしいとの要望がある。

5 施策の現状

① 平成23年度施策の取組方針

ア・新すこやか支えあいプラン等に沿って、介護基盤の整備を行う。

イ・介護保険ボランティアポイント制度の普及を図り、ボランティア活動に生きがいを見出してもらう。

ウ・介護従事者の処遇改善が図られるよう、サービス提供事業者に理解を求める。

エ・第6期高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定に取り組む。

オ・高齢者等の閉じこもり予防や認知症の予防対策等を更に充実させるために、関係機関との連携や外出の支援を図る。

カ・自立支援協議会等の活用による相談支援事業者及びサービス提供事業者等との連携を図る。

キ・霧島市障がい者計画の見直し、第3期障害福祉計画の策定に取り組む。

ク・民生委員、在宅福祉アドバイザー、自治公民館、自治会、地域のボランティア団体、NPO等と連携し、地域ぐるみの見守り活動の促進を図る。

ケ・多様化する生活困窮者を更に支援するために、民生委員、公共職業安定所、保健所、警察、学校等と十分な連携を強化する。

コ・福祉総合相談員及び就労支援員を活用して、関係機関、団体との連携を図りながら、生活保護相談者等への適切な指導助言を行う。

サ・緊急時情報提供システムを整備する。

② 平成23年度施策の取組方針の達成状況

ア・日常生活圏域ごとにバランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を行った。

イ・平成24年5月に介護保険ボランティア登録者を対象に実施したアンケート結果によると、83%の方がボランティア活動によって、「張り合いが出てきた」、「健康になったと思う」と回答があった。

ウ・集団指導等を通じて、介護従事者の処遇改善を働きかけた。

エ・第6期高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画を策定した。

オ・認知症の早期発見、早期対応のための連携が必要であることから、平成24年2月に「霧島市認知症高齢者支援ネットワーク連絡会」を発足した。また、従来の温泉保養券にバス利用にも使えるよう制度改正し、「いきいきチケット」として外出の支援を図った。

カ・障害をもつ子どもをケアするための保育所等訪問など、こども専門部会の活性化を図るとともに、相談支援事業者及びサービス提供事業者等と個別ケース会議等を通して情報の共有を図った。

キ・霧島市障がい者計画を見直し、第3期障害福祉計画を策定した。また同計画については、市ホームページへの掲載を行った。

ク・隼人姫城地区において徘徊SOSネットワークを組織し、認知症高齢者を見守る体制を構築した。

ケ・困難ケース等に対処するため、各種関係機関とのスムーズな連携が図れるように説明会や連絡会議等を開催した。

コ・生活困窮者からの相談に対し必要な助言・指導を行い、必要に応じて、適切に生活保護を実施した。

サ・保健福祉情報共有システムを整備し、運用を開始した。

③ 平成23年度施策の目標値と実績値の比較

- 目標達成 ◎ 105%以上
- 目標をほぼ達成 ○ 95%~105%未満
- 目標を未達成 △ 95%未満

平成23年度成果指標				結果
	目標値	実績値	達成率	
A	13.8	12.2	112%	◎
B	65.4	65.8	101%	○
C	97.0	96.6	100%	○
D	89.0	未把握		◎

④ 平成23年度施策の成果指標の達成状況及び要因

A 住み慣れた地域に必要な経済的支援を受けて生活をしている人の割合は、前年度より0.4ポイント上昇しているが、目標値13.8に対し実績値12.2となり目標を達成した。要因としては、福祉総合相談員の活用及び就労支援員の配置により適切な支援が実施できたことによる。

B 住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合(要介護者)は、平成22年度と比較して2.4ポイント増加し、おおむね目標値を達成している。要因としては、地域密着型の介護サービス基盤が整備されてきたことや介護保険制度に対する理解が促進されたことによるものと考えられる。

C 住み慣れた地域で自立した生活をしている人の割合(障がい者)は、平成22年度と比較して微減ではあるが目標値は達成している。要因としては、グループホームやケアホームの満床状態が続いていることが考えられる。

⑤基本事業の 目標達成度 (平成23年度目標と 実績との比較)	○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成			
	① 生活困窮者への支援の推進	○	④ 高齢者の自立支援サービスの推進	△
② 地域住民による支えあいの推進	○	⑤ 障がい者の地域生活移行や就労支援等のサービスの推進	△	
③ 地域の身近な拠点づくりの推進	○	⑥		

6 平成24年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)	7 平成25年度に向けた施策の課題・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険ボランティアポイント制度の普及を図り、ボランティア活動に生きがいを見出してもらう。 ・介護従事者の処遇改善が図られるよう、サービス提供事業者理解を求め る。 ・地域包括ケアシステムの推進に取り組む。 ・高齢者等の閉じこもり予防や認知症の予防対策等を更に充実させるために、関係機関との連携や外出の支援を推進する。 ・自立支援協議会等の活用による相談支援事業者及びサービス提供事業者等との連携を図る。 ・民生委員、在宅福祉アドバイザー、自治公民館、自治会、地域のボランティア団体、NPO等と連携し、地域ぐるみの見守り活動の促進を図る。 ・多様化する生活困窮者支援のため、民生委員、保健所、警察、学校等との連携強化を図る。 ・福祉総合相談員及び就労支援員を活用して、関係機関、団体との連携を図りながら、生活保護相談者等への適切な指導助言を行う。 ・ノーマライゼーション社会を実現するために、その思想を啓発する。 	

基本事業No.	5-3-1	基本事業名	生活困窮者への支援の推進	基本事業 主担当課	生活福祉課
---------	-------	-------	--------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）			
生活困窮者からの相談に対し必要な助言・指導を行うほか、必要に応じて生活保護を実施する。			
②対象	低所得者（所得が生活保護で定める基準以下）の世帯	③意図	・経済的に自立した生活が営める。 ・適正に保護される。

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	保護率 (生活保護受給者数/人口)	%	福祉行政報告例による生活保護受給者数/人口	成り行き値	10.7	11.5	12.3	13.1	13.9	14.7
				目標値	10.6	11.4	12.2	13.0	13.8	14.6
				実績値	10.5	10.7	11.2	11.8	12.2	
				達成率	101%	106%	108%	109%	112%	
				結果	○	◎	◎	◎	◎	
B	就労等により自立した保護世帯数	世帯	福祉行政報告例による就労等により自立した保護世帯数	成り行き値	46	46	46	46	46	46
				目標値	50	50	50	50	50	50
				実績値	52	69	53	58	52	
				達成率	104%	138%	106%	116%	104%	
				結果	○	◎	◎	◎	○	
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

保護率は全国的に上昇傾向にあり、今後も同程度の上昇率が続くとの前提で、16年度から18年度の平均伸び率を用いて成り行き値を算出し、目標値は施策の目標値との整合性をとり、成り行き値より0.1%低い値を設定した。自立した世帯数に関しては、保護率を0.1%引き下げるためには、なお一層の自立促進が必要となる。保護率を成り行きよりも0.1%下げるとしたことからその分にあたる4世帯増を目標値として設定する。

4 平成23年度基本事業の取組方針 **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

ア・福祉総合相談員を活用して、生活保護相談者等へ社会保障関係施策に関する適切な指導助言を行うとともに、 イ・関係機関との連携・情報の共有化を図り、必要な情報を提供する。 ウ・また、生活保護就労支援員を活用して、ハローワーク等との連携による就労支援活動を強化する。	ア・生活保護率の上昇傾向は継続しているが、生活困窮者からの相談に対し必要な助言・指導を行い、必要に応じて、適切に生活保護を実施した。 イ・困難ケース等に対処するため、各種関係機関とのスムーズな連携が図れるように説明会や連絡会議等を開催した。 ウ・生活保護就労支援員を活用し、関係機関との連携により目標を達成できた。
---	---

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A 保護率は、目標値の13.8に対し実績値は12.2となり、目標を達成した。要因としては、福祉総合相談員の活用及び就労支援員の配置により適切な支援が実施できたことによる。

B 就労等により自立した保護世帯は52であり、目標値を上回る成果となった。 要因としては、ハローワークと連携した就労支援事業等の自立支援事業に積極的に取り組んだことによる。

7 平成24年度基本事業の取組方針 **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

福祉総合相談員を活用して、生活保護相談者等へ社会保障関係施策に関する適切な指導助言を行うとともに、関係機関との連携・情報の共有化を図り、必要な情報を提供する。また、生活保護就労支援員を活用して、ハローワーク等との連携による就労支援活動を強化する。	
---	--

基本事業No.	5-3-2	基本事業名	地域住民による支えあいの推進	基本事業 主担当課	保健福祉政策課
---------	-------	-------	----------------	--------------	---------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

市民相互の支えあい、たすけあいを推進するために、啓発・交流事業を実施するとともに、福祉活動者、活動団体への支援を行う。

②対 象	市民・団体	③意 図	支えあい活動を行う
------	-------	------	-----------

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	支えあい活動に参加した市民の数	件	民生委員活動実績+ボランティア登録者数(活動実績未集計のため)社協~本来は、ボランティア登録者活動実績数	成り行き値	15,150	15,150	15,150	13,630	13,630	13,630
				目標値	15,370	15,370	15,370	13,830	13,830	13,830
				実績値	15,167	15,260	16,069	16,081	16,568	
				達成率	99%	99%	105%	116%	120%	
				結果	○	○	◎	◎	◎	
B	介護保険ボランティアポイント制度に登録した高齢者の数	人	単年度の登録者数(毎年度末現在)	成り行き値						
				目標値			280	300	320	340
				実績値			330	373.0	350.0	
				達成率			118%	124%	109%	
				結果			◎	◎	◎	
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

平成17年度と平成18年度を比較した結果、ボランティア登録については、10%程度減少傾向にある。よって平成19年度においては、これらのボランティアの減少傾向を回復するために、活動PRや育成講座などの啓発活動に努め17年度の実績まで近づける。民生委員活動においても、活動実績は、ほぼ横ばい状態である。平成22年度の民生委員の一斉改選にあたっては、人口の増加している地域の定数が4名増加したが、管轄区域の細分化であるため引き続き現状維持を見込む。高齢者数の約1%を平成21年度の数値とし、以降年20名ずつ増員することを目標とした。

4 平成23年度基本事業の取組方針 | **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

<ul style="list-style-type: none"> 介護保険ボランティアポイント制度の広報を行うとともに、ボランティア研修会の開催など資質向上に努める。 民生委員活動のさらなる充実及びボランティア活動の啓発強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報で2回啓発を行い、研修会は5回開催し、218人の参加があった。 社会福祉協議会と連携し、健康福祉まつりにおいてボランティア団体の活動紹介を行うなど、啓発強化を図った。
--	--

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- 支えあい活動に参加した市民の数については、前年度より、民生委員活動実績が323件、団体におけるボランティア登録者数が164件増加し、目標達成できた。特にボランティア登録者数については、新燃岳の噴火に伴う要因などが考えられる。
- 前年度と比較すると登録者数は減少したものの、介護保険ボランティアの受け入れ施設が増加したことや、制度周知が十分図られたことにより目標を達成できた。

7 平成24年度基本事業の取組方針 | **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<ul style="list-style-type: none"> 介護保険ボランティアポイント制度の広報を行うとともに、ボランティア研修会の開催など資質向上に努める。 民生委員活動のさらなる充実及びボランティア活動の啓発強化を図る。 民生委員と在宅福祉アドバイザー等との連携による地域特性に沿った福祉活動の推進を図る。 	
--	--

基本事業No.	5-3-3	基本事業名	地域の身近な拠点づくりの推進	基本事業 主担当課	長寿障害福祉課
---------	-------	-------	----------------	--------------	---------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

住み慣れた地域で介護サービスを受けながら生活を続けることを支援するため、高齢者の身近な日常生活圏域において、相談や情報提供が受けられる体制を整えるとともに、介護サービス提供の基盤整備を図る。

②対 象 高齢者(65歳以上) ③意 図 住み慣れた地域で介護が受けられる。

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	整備済み施設数/地域介護・福祉空間整備計画に掲げた施設数	%	整備済み施設数/地域介護・福祉空間整備計画に掲げた施設数	成り行き値	25.6	30.8	35.9	41.0	46.2	51.3
				目標値	46.2	82.1	87.2	89.7	94.9	97.4
				実績値	48.8	65.9	70.7	78.0	97.6	
				達成率	106%	80%	81%	87%	103%	
				結果	◎	△	△	△	○	
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

高齢者福祉計画、介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画は3か年の計画とされている。また、平成21年度以降は現在の計画の見直しを行うこととなっているため、この計画に基づいて平成24年度までの目標設定をした。成り行きに関しては、2、3箇所施設が整備されることを想定。

4 平成23年度基本事業の取組方針 **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

<ul style="list-style-type: none"> ・新すこやか支えあいプラン等に沿って、介護サービス提供事業者の計画的な立地誘導を図る。 ・第6期高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画に併せて、新たな地域介護・福祉空間整備計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新すこやか支えあいプランに沿って、新規参入希望事業者に対する説明会の開催、公募を行い、事業者を選定し施設整備を行った。 ・新たな地域介護・福祉空間整備計画を策定する予定であったが、平成24年度までの間、県に設置された介護基盤緊急整備事業等臨時特例基金を活用した補助の対象となったため、介護基盤緊急整備事業計画を策定した。
---	--

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

地域介護・福祉空間整備計画(面的整備計画)に沿って、新規参入希望事業者説明会を開催し、公募した結果、目標を達成できた。

7 平成24年度基本事業の取組方針 **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<ul style="list-style-type: none"> ・第6期高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画に沿って、介護サービス提供事業者の計画的な立地誘導を図るとともに、介護サービス提供の基盤整備を図る。 	
---	--

基本事業No.	5-3-4	基本事業名	高齢者の自立支援サービスの推進	基本事業 主担当課	長寿障害福祉課
---------	-------	-------	-----------------	--------------	---------

1 基本事業の目的、取組み方針			
①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）			
<p>高齢者が安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを目指し、生きがいづくりや高齢者の自立生活を支えるための介護・福祉サービスなどきめ細かなサービスの充実を図る。</p>			
②対象	高齢者(65歳以上)	③意図	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉サービスが受けられる ・社会参加を行う

2 基本事業の指標等の推移		◎目標達成(105%以上)		○目標をほぼ達成(95%~105%未満)				△目標を未達成(95%未満)	
①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 介護予防サービスの利用者数	人	介護予防事業等の参加者の合計(実人数)	成り行き値	4,087	4,171	4,257	4,342	4,426	4,554
			目標値	5,328	5,400	5,473	5,550	5,626	5,752
			実績値	3,154	4,489	5,499	5,782	4,640	
			達成率	59%	83%	100%	104%	82%	
			結果	△	△	○	○	△	
B 介護サービスや介護を支援するサービス、福祉サービスの利用者数	人	在宅福祉サービス等及び介護保険サービスの利用者数の合計(実人数)	成り行き値	4,659	4,706	4,760	4,811	4,865	4,914
			目標値	4,734	4,828	4,889	4,984	5,085	5,181
			実績値	4,673	4,742	4,819	5,027	5,287	
			達成率	99%	98%	99%	101%	104%	
			結果	○	○	○	○	○	
C 社会参加を行っている高齢者の割合	%	高齢者実態調査(3年に1回実施)で趣味講座や老人クラブ活動に参加している割合	成り行き値	35.0	35.5	36.0	36.5	37.0	37.5
			目標値	35.5	36.0	36.5	37.0	37.5	38.0
			実績値	36.4	未把握	未把握	74.8	未把握	
			達成率	103%			202%		
			結果	○			◎		

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
<p>要介護認定者の約3%程度は住宅改修や福祉用具購入等の一過性のサービス利用。約15%程度は、要介護認定のみを受け、サービスを利用しない潜在者と見込んだ。</p> <p>前提条件は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現在の介護認定基準が変更されないこと。 ②現在の介護保険サービス提供基準、利用限度額、福祉サービスの利用条件が変更されないこと。 ③国等における福祉サービスの補助メニューが変更されないこと、介護サービスの提供事業所の数、質、提供サービスの種類等が増加傾向を示すこと。 ④団塊の世代の大量退職時代を迎えて、今後活動的な高齢者が増加すること。

4 平成23年度基本事業の取組方針	5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ・新すこやか支えあいプランに沿って、高齢者の福祉サービスや介護保険サービスの適正利用を図る。 ・第6期高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定する。 ・認知症の早期発見、予防、理解促進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の福祉サービスや、介護保険サービスの適正利用に努めた。 ・第6期高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定した。 ・地域包括支援センターに、引き続き専任の認知症連携担当者を配置している。

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
<p>指標Aについては、生きがい対応デイサービス事業を廃止したため、実績値が減少した。</p> <p>指標Bについては、ニーズに沿った適切なサービスの提供が図られ、利用者が増加した。</p>

7 平成24年度基本事業の取組方針	8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・霧島市すこやか支えあいプラン2012に沿って、高齢者の福祉サービスや介護保険サービスの適正利用を図る。 ・認知症の早期発見、予防、理解促進に取り組む。 	

基本事業No.	5-3-5	基本事業名	障がい者の地域生活移行や就労支援等のサービスの推進	基本事業 主担当課	長寿障害福祉課
---------	-------	-------	---------------------------	--------------	---------

1 基本事業の目的、取組み方針					
①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）					
障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進める。 ※インフォーマルサービスとは 家庭や地域住民、ボランティアなどによって行われる相互扶助的な援助（サービス提供）のこと					
②対象	障がい者		③意図	利用者本位の自立支援サービス（社会参加支援を含む）が受けられる。	

2 基本事業の指標等の推移		◎目標達成(105%以上)		○目標をほぼ達成(95%~105%未満)					△目標を未達成(95%未満)	
①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	サービスを受けている障がい者の実人数	人	地域生活支援給付 自立支援給付 旧法施設サービス	成り行き値	875	885	895	900	910	920
				目標値	900	915	930	1,150	1,160	1,170
				実績値	880	920	1,141	1,226	1,091	
				達成率	98%	101%	123%	107%	94%	
				結果	○	○	◎	◎	△	
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠	
<p>目標として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①必要な訪問系サービスを障害の区別なく充実させる。 ②希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実させる。 ③グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を促進する。 ④福祉施設から一般就労の移行等を推進する。 ⑤相談支援の提供体制を確保する。 <p>と、したうえで前提条件としては、福祉施設入所者の17.6%が地域生活へ移行する。また、社会的入院の精神障害者のうち、退院可能な患者について受け入れ条件が整えば、地域への移行を進める。更に、福祉施設から一般就労への移行が3人以上となるよう努める。とする条件が挙げられる。</p>	

4 平成23年度基本事業の取組方針	5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況
<ol style="list-style-type: none"> 1 霧島市障害福祉計画に沿って、引き続きサービスの充実を図る。また、次期計画策定に向けた作業に取り組む。 2 障害者自立支援法に代わるいわゆる「つなぎ法」に基づき、各種サービスの充実を図りつつ、新法律の制定に向けての国の動向を注視する。 3 自立支援協議会等の活動を積極的にを行い、相談支援事業を充実させながら、障がい者のニーズに応えたサービスの提供を行う。 4 発達障がい者（児）に対する相談業務や支援者等に対する研修会などを開催する。 5 （仮称）発達支援センターの開設に向け、検討を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 霧島市障害福祉計画に基づき、各種サービスの充実を図った。また、第3期障害福祉計画を策定した。 2 いわゆる「つなぎ法」に基づき、新規事業として、同行援護事業、グループホーム・ケアホーム家賃助成事業等を導入した。 3 自立支援協議会に「こども専門部会」、「精神専門部会」を新設するとともに、相談支援事業所との連携により、障がい者のニーズに沿ったサービス提供ができた。 4 発達障害に関する相談に対し、臨床心理士、学校関係者等を交え、情報の共有化を図り、問題解決のため必要な助言等を行った。また、発達障害に関する研修会や学習会等を定期的に行った。 5 （仮称）発達支援センターについては、平成24年4月1日開設することとなった。

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
<p>地域生活支援給付等のサービスを受けている障がい者の実人数は、平成22年度に比べ135人減少し、平成23年度目標を達成することができなかった。</p> <p>今後は障害者自立支援制度の周知をより一層図るとともに、利用者のニーズに合ったきめ細やかなサービスの展開が望まれる。</p>

7 平成24年度基本事業の取組方針	8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性
<ol style="list-style-type: none"> 1 新たな霧島市障害福祉計画に沿って、より一層のサービスの拡充を図る。 2 障害者自立支援法に代わるいわゆる「つなぎ法」に基づき、各種サービスの充実を図りつつ、新法律の制定に向けての国の動向を注視する。 3 自立支援協議会等の活動を積極的にを行い、相談支援事業を充実させながら、障がい者のニーズに応えたサービスの提供を行う。 4 発達障がい者（児）に対する相談等で早期発見、早期療育に努めるとともに、支援者等に対する研修会などを開催する。 5 地域移行支援、地域定着支援を推進する。 6 （仮称）発達支援センターを開設する。 	